

堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会規則（平成26年規則第103号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会場の規模等を考慮の上、会議の都度所管課長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴を申し出て、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

(傍聴の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声器、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。ただし、次条ただし書規定により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長から指示されたこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わ

ないときは、その者を退場させることができる。

2 委員長は、規則第5条第1項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。